

(様式第2号)

会 議 録

令和2年3月25日作成

会 議 の 名 称	第15回 島本町農業委員会		
会 議 の 開 催 日 時	令和2年1月14日(火) 午後1時30分から午後1時57分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	可・ <input type="checkbox"/> 一部不可 ・不可
事務局(担当課)	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	1名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	個人情報が審議されているため		
出 席 委 員	別紙のとおり		
会 議 の 議 題	別紙のとおり		
配 布 資 料	会議に係る資料		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

第15回島本町農業委員会議事録

1. 日 時 令和2年1月14日(火) 午後1時30分～午後1時57分

2. 場 所 島本町役場 3階 委員会室

3. 議事日程

【審議】

①農地法第3条の規定による許可申請書について

4. 出席者

(委員)

会長	大西 義雄	会長代理	浅田 泰男	委員	栗辻 喜久雄
委員	井上 謙一	委員	種田 悟	委員	川村 脩一
委員	木村 修	委員	清水 正純	委員	高山 一郎
委員	田中 幸造	委員	中村 清司	委員	西田 尚弘
委員	藤原 弘				

(事務局)

局長	名越 誠治	次長	佐藤 成一	課長	馬場田 耕平
担当	大森 隆雄				

5. 欠席者 1名

6. 傍聴人 1名

農業委員会会長 大西 義雄

署名委員

種田 悟

署名委員

清水正純

<p>事務局</p>	<p>それでは皆様、明けましておめでとうございませう。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>開会前に皆様にお伝えすべきことが3点ございませう。</p> <p>まず1点目でございますが、前回、令和元年12月11日に開催されました第14回農業委員会におきまして私、報告案件1、農地法第4条第1項第7号の規定による届け出書として、昭和51年に町立保育園開設に係る工事のため農地を宅地に転用した案件を報告いたしました。その際、農地転用届を提出せずに工事に着手したとして、違反転用であったと説明させていただいておりました。しかしながら、昭和51年当時の農地法では、公的機関の農地転用について届けは不要であったことが判明いたしました。</p> <p>なお、届け出自体は地目変更などに必要でありまして手続上の問題はございませうが、届け出書類のうち、てんまつ書が不要であったというものでございませう。訂正しておわび申し上げます。</p> <p>次に、2点目でございます。文化財の件でございます。前回の会議におきまして、文化財については発掘されたという報告を聞いてはおりませんでしたので、その旨を報告させていただきました。後日、文化財と思われるもの、中世の土器や瓦などが発掘されたという報告がございませう。なお、改めて事業が進んだ段階で本調査が行われる予定と聞き及んでおります。</p> <p>最後に3点目でございます。農地アンケート調査につきまして現在、85通の返信がございまして、集計中となっております。集計が済み次第、また皆様には御報告させていただきます。</p> <p>御協力まことにありがとうございました。</p> <p>以上3点、御報告させていただきました。</p> <p>それでは定刻となりましたので、ただいまから第15回島本町農業委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます事務局の大森でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、座って進行させていただきます。</p> <p>本日の案件でございますが、審議案件といたしまして、「農地法第3条の規定による許可申請書について」の1件となっております。</p> <p>なお、会議中の個人情報の取り扱いについて、改めて皆様にお願ひがございませう。</p> <p>農業委員会の審議は公開されております。個人情報保護の観点から会議</p>
------------	---

<p>会 長</p>	<p>で発言される際は特に申請者などの氏名、住所、審議されている農地の所在、地目、その他、個人が特定される可能性のある情報につきましては発言の際、御注意いただきますようお願いいたします。</p> <p>これらの事項は委員の皆様にお配りしております資料に掲載されておりますが、傍聴向け資料、公開用資料、議事録などでは非公開としておりますので、何とぞよろしくようお願いいたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして大西会長より御挨拶いただきます。大西会長、よろしくようお願いいたします。</p> <p>皆様、忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>令和2年、最初の農業委員会でございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。昨年ならぬ近年、非常に地震、台風、豪雨と非常に自然災害に見舞われまして、農業をする環境は非常に厳しいものがございます。ことしはオリンピックということで、非常に皆わくわくしているんですけども、年が明けて早々、イランの関係やら非常に緊張、今はちょっと落ちついていますが、油断できぬ状況ですので、今後どうなっていくかは心配ではございますが、ことし1年が皆様にとって、あるいは島本町農業委員会にとってよい年であることを祈念いたしまして、簡単ではございますが冒頭の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議長の選出を行います。</p> <p>島本町農業委員会会議規則第6条の規定により、大西会長に議長をお願いいたします。大西会長、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案に入る前に、委員の出席状況について御報告いたします。</p> <p>委員14名中、出席が13名、欠席が1名であります。島本町農業委員会会議規則第7条の規定によりまして、本日の農業委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。</p> <p>次に、本日の署名委員を指名させていただきます。種田悟委員、清水正純委員をお願いいたします。</p> <p>次に、本日の傍聴者はありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。傍聴者が1名おられます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案に入らせていただく前に、委員会の傍聴の申し出がございましたので、傍聴を認めてよろしいですか。</p>

委員	異議なし。
議長	<p>異議がないようでございますので、傍聴を認め、入室を許可いたします。</p> <p>それでは議案に入ります。審議案件1件でございます。「農地法第3条の規定による許可申請書について」事務局、説明願います。</p>
事務局	<p>それでは審議案件①、「農地法第3条の規定による許可申請書について」事務局から御説明をお願いいたします。</p> <p>それでは事務局から説明させていただきます。</p> <p>まず、皆様におわびがございます。済みません、私のミスで2ページ目の譲渡人と譲受人が逆になっておりましたので、申しわけございません、訂正しておわびいたします。</p> <p>改めて、2ページをお開き願います。今回の申請があった農地は桜井5丁目にある1筆の農地で、合計面積は■■■■■■■■■■でございます。譲受人は当該農地の近隣に農地を所有されている方で、譲受人が農地を購入することで所有権を移転させるものでございます。</p> <p>3ページから10ページまでは許可申請書でございます。</p> <p>まず3ページをお開きください。こちらは所有権を移転させる旨と申請者の氏名、土地の所在地などが記載されております。</p> <p>4ページ目は、契約内容。</p> <p>5ページから8ページにかけては、権利を取得しようとする者、またはその世帯員などが所有権を有する農地の利用状況や、農業計画書などが記載されております。</p> <p>そして最後の10ページには周辺地域との関係が明記されております。</p> <p>11ページは当該農地の登記簿でございます。</p> <p>12ページは公図でございます。</p> <p>13ページは位置図、14ページから17ページは住民票となっております。18ページは誓約書でございます。</p> <p>なお、本町農地台帳におきまして本町の下限面積20アール、2,000平方メートル以上の農地を、農地取得後に満たしていることを確認しております。</p> <p>以上、簡単ではございますが案件の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	ただいま事務局から説明がありました案件は高山委員の担当地区になっ

<p>委員</p>	<p>ております。高山委員から補足説明がありましたら、お願いします。</p> <p>では、説明させていただきます。</p> <p>今回のこの物件ですけれども、もともとの土地は随分荒れておって、畑をされておったんですが荒れておって、私も農業委員の一員として役場から3回ほど、木を、上の住宅が風で、風が吹いたら葉っぱが飛んだり危ないから切ってほしいとか、その後も草が伸びて、きれいに掃除をしてほしいとか、3回ほど行ったんですけれども、持ち主の家に。その都度処理はやってもらったんですけれども、その後も草がいっぱい生えて、荒地みたいな状態です。上の山からも水が出てきて、ちょうどそこにたまるような状態で、下の川にもうまく流れ出ないで、いつもぬれたような湿った状態の土地です。</p> <p>その土地を今回契約された、売買されたのが、持っている、維持をするのももう大変で、道路もないわけです。この畑に行くには、13ページのところに地図がありますが、この■■■■■があるんですけども、その■■■■■のところずっと山行き道がありまして、■■■■■へ行く道ですけれども、そこの上から1メートル前後の道があってこの畑へ入るので、機械とかそういうものももともと入らない土地です。</p> <p>ちょうどそういうところで、草も生えたところで、ここの家を改築されたので、そのときに横の整地もして、ちょうど道がないので売買をしてほしいということで、譲り受けたというような状況です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これ、ちょっと整理すると、放棄地になっているわけ。もう農作業、農地にはならんわけね。</p>
<p>委員</p>	<p>もう放棄地ですね。草がぼうぼうで。</p>
<p>議長</p>	<p>それで、それを買った後、農地に使うと書いているでしょう。</p>
<p>委員</p>	<p>道路もないから、もう横の家を買うか、もう放置するか、そんなような状態の土地です。</p>
<p>議長</p>	<p>いや、農業委員会としては、売買をされるんだからね、それを買った方が必ず農業をされるということでなければ許されないわけです。</p>
<p>委員</p>	<p>一応、畑をやるということで、家の真横なので畑をつくるということで買った。</p>

議 長	<p>この家ができたら、その田んぼの隣の建物は潰されるんですな。そういうことなの。更地になっているからこれは宅地やから問題ないな。せやから我々が心配するのはその土地を、今、放棄地になっているのを必ず農地として使ってくださいよと。これ、放っておいてもらったらあかんのでね、非常に大事です。はい、浅田委員。</p>
委 員	<p>別添の誓約書を信じて、それ以外は何ら条件はないと思うんですけど、それを信じて賛成いたします。</p>
議 長	<p>何かそれ以外に御質問はございませんか。</p> <p>よろしいですか。これ、参考までに言うけど、これ、字が読みにくいとかね、誤字があるでしょう。これ、やっぱり横に誰か書いておくとかいう訂正が入るから、あんまりよくないな。年齢のところを訂正して。公文書の場合、これはあかんわ。</p> <p>ほか、ございませんか。その他、質疑がないようでございますので、質疑を終了いたします。</p> <p>それでは採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
委 員	<p>浅田さんの質問。聞きたいんだけど最後に、28ページ。これを。</p>
議 長	<p>いや、浅田さんはそういう意見だと。最終は皆さんの採決をもって決めます。そうですね。よろしいですか。</p> <p>それでは、もう一度、いきます。採決をしたいと思います。</p> <p>よろしいか。それでは農地法第3条の規定による許可申請について、許可することを承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>はい。ありがとうございます。全員挙手ということで、本案件については承認いたします。</p> <p>以上で本日の議案の審議が終了いたしました。委員の皆さんからその他、何かありましたらお願いいたします。</p> <p>ございませんか。事務局、何かありますか。</p>
事務局	<p>事務局からちょっと1点だけ御報告といたしますか、ここにいらっしゃる方で、この間の農林業祭の反省会に来られていた方も多数いらっしゃるかと思うんですけども、その際に実行組合長へちょっとアナウンスはさせていただいていたんですけども、また農業委員会委員の改選がことしの3月、1カ月をかけて公募の時期があるんですけども、そのアナウンスについて、農業委員会で改めてここで、そういった3月に改選があることを申し述べさせていただきまして、また2月になりましたら、実行組合長</p>

	<p>宛てに改めて推薦依頼をさせていただきたいなと思っております。個別に、わからないことあれば事務局へまたお問い合わせいただきましたら、その都度対応させていただきたいと思っておりますけれども、今後、3月に向けて事務局でも事務を進めていきたいと思っております。ですので皆様には、ちょっと心にとめておいていただきたいと思いますなと思っております。現在の農業委員さんの任期については7月いっぱいまでとなっているんですけれども、改選は3月にまたさせていただくということで、皆様には募集、心にとめておいていただきたいと思いますなと思っております。各実行組合長から御推薦という形を考えているんですけれども、その辺も改めて実行組合長さんには私もから周知をする予定ですので、そのときにはまたよろしくお願ひしたいなと思っております。</p> <p>今回の案件については3条許可申請ということで、これはなかなか、売買契約ですが、農地転用とか毎月あるようなものではなくて、数年に1回ぐらいの件ですのでなかなかちょっと、しかも調整区域内での土地の売買で、皆さんもあんまり御経験がない案件だったかもしれないですけども、今回これを取り扱っていただいた次第でございます。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p> <p>特にないようですので、議長を解任させていただきます。どうも御協力ありがとうございました。</p>
事務局	<p>それでは以上をもちまして、第15回島本町農業委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。</p>